

議案第26号

備前市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例

備前市青少年育成センター設置条例(平成17年備前市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「備前市東片上227番地の2」を「備前市東片上126番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号参考資料  
備前市青少年育成センター設置条例新旧対照表

改正案	現行				
第2条 青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 1570 430 2033">名称</td> <td data-bbox="375 1104 430 1570">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 633 430 1104">名称</td> <td data-bbox="375 170 430 633">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
備前市青少年育成センター	備前市青少年育成センター				
備前市東片上126番地	備前市東片上227番地の2				